

准看護師養成所の夜間コース設定について

1 準看護師養成所の指定について

新規指定は、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「東京都看護師等養成所の指定申請に関する指導要領」「東京都看護等養成所の運営に関する指導要領」「専修学校設置基準」等に基づき審査を行っている。

2 法令等

【保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）】

- 第18条（准看護師養成所の指定）

都道府県知事は、法22条第2号に規定する准看護師養成所の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

【保健師助産師看護師学校養成所指定規則

（昭和24年文部厚生省令第1号）】

- 第5条（准看護師学校養成所の指定基準）

2 修業年限は、2年以上であること

3 教育の内容は別表4に定めるもの以上であること
別表4 時間数1,890時間以上

【保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドラン】

（平成27年3月31日（医政発0331第18号）】

⇒東京都看護師等養成所の指定申請に関する指導要領 改正案（資料2）
○別添 東京都看護師等養成所指定等申請における
養成所の設置計画に係る審査について

【看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン】

（令和2年10月30日医政発1030第1号）】

⇒東京都看護等養成所の運営に関する指導要領 改正案（資料4）
○別表4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等
○別表14 准看護師に求められる実践能力と卒業時の
到達目標と到達度

【専修学校設置基準】（昭和51年文部省令第2号）

- 第16条（昼間学科及び夜間等学科の授業時数）

昼間学科の授業時数は、1年間にわたり800単位時間以上とする。

2 夜間等学科の授業時数は、1年間にわたり450単位時間以上とする。

【学校教育法の一部を改正する法律等の施行について】

（昭和51年1月23日文管振第85号）

- 第5 設置基準の概要 2 組織編制に関する事項

（4）授業時間数

夜間学科等にあたっては、1年間の授業時間を800時間以上要求することは勤労している生徒の健康その他の面から困難な場合もあるので、年間授業時間数を450時間下らない範囲で、修業年限に応じて減ずるものとしたこと（第5条第2項）

この夜間学科等であって、1年間の授業時間数が800時間未満のものについては、就業年限を1年以上、例えば1年半又は2年として、合計授業時間数が800時間以上となるものでなければならないものであること。

3 今後の方針

- 夜間学科等において修業年限2年でカリキュラムを実施することは、法令等に照らすと、1年間で800時間以上の授業を実施することになり、本来学習のために必要な自己学習の時間もなく、学生の心身の健康を損なうことが懸念される。
- 夜間学科等における修業年限2年でのカリキュラム実施は、教育の質の確保やライフワークバランスの観点からも望ましくなく、都としては認めることはできない。